

災害時における相互応援に関する協定書

浦安市とつくばみらい市は、次のとおり災害時における相互応援についての協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は浦安市とつくばみらい市（以下「両自治体」という。）のいずれかの自治体区域内において、大規模な災害が発生し、被災した自治体単独では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部署）

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内訳は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援活動に必要な車両その他の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）被災者の一部収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の手続）

第4条 応援をうけようとする自治体は、次に各号に掲げる事項を明らかにし、電話、その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況及び要請理由
- （2）必要とする資機材の品名並びに数量
- （3）必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

2 前項による要請がない場合でも、被害が仁団であると判断された場合、かつ被災した自治体と連絡がとれない場合には、一方の自治体は、自主的に応援を行うことができる。また、この場合、前項の規定に基づく応援要請があったものとする。

（応援のために派遣された職員の指揮）

第5条 応援のために派遣された職員は、被災した自治体の指揮のもとに活動するものとする。

（費用の負担）

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した自治体の負担とする。

2 前項の規定によることが難しい場合には、両自治体で別途協議する。

（災害補償等）

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援を要請した市への往復途中に生じたものを除き、応援を要請した市がその賠償の責めを負うものとする。

（情報の交換等）

第8条 両自治体は、この協定による応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義を生じた場合は、両自治体が協議のうえ決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、両自治体がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年10月2日

千葉県浦安市猫実1丁目1番1号

浦安市

浦安市長

松崎 秀樹

茨城県つくばみらい市宇福田195番地

つくばみらい市

つくばみらい市長

片庭 正雄